

消費税課税期間特例選択届出書

收受印

平成 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	----- (〒 -) (電話番号 - -) ----- 印
下記のとおり、消費税法第19条第1項第3号又は第4号に規定する課税期間の特例を受けたいので、届出します。			
事 業 年 度	自 月 日 至 月 日		
適 用 開 始 日	平成 年 月 日		
課 税 期 間	月 日 から 月 日 まで		
	月 日 から 月 日 まで		
	月 日 から 月 日 まで		
	月 日 から 月 日 まで		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印	----- 印 (電話番号 - -)		

※ 税務署 処理欄	整理番号		台帳 整理	年 月 日	確 認 印	入 力 処 理	年 月 日	確 認 印
	届 出 年 月 日	年 月 日	郵便官署 消 印	年 月 日	確 認 印	部 門 番 号		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. ※印欄は、記載しないでください。

消費税課税期間特例選択届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、課税期間の特例の適用を受けようとする場合に提出します（法19①）。

この特例を適用することによって短縮された課税期間は、次のとおりとなります。

- (1) 個人事業者の場合には、1～3月、4～6月、7～9月、10～12月までの各期間
- (2) その事業年度が3月を超える法人の場合には、その事業年度をその開始の日以降3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間が生じたときは、その期間）

なお、この特例の適用を受けた場合は、事業を廃止した場合を除き、この届出書の提出日以後2年間は、「消費税課税期間特例選択不適用届出書（第14号様式）」を提出することはできません（法19④）。

（注）年又は事業年度の途中でこの適用を受けた場合には、課税期間の初日から適用開始の日の前日までの期間については、これを一課税期間とみなして確定申告等を行うこととなります。

2 提出時期等

この届出書は、この特例を受けようとする短縮に係る課税期間の初日の前日までに提出しなければなりません。

ただし、新規開業した事業者等については、この届出書を提出した日の属する上記1（提出すべき場合）の(1)又は(2)に掲げる期間からこの特例の適用を受けることができます。

3 記載要領

- (1) 「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します（個人事業者の方は不要です。）。
- (2) 「適用開始日」欄には、特例により短縮される課税期間のうち、適用を開始する課税期間の初日を記載します。
- (3) 「課税期間」欄には、次により短縮される課税期間を記載します。
 - ① 個人事業者の場合
「1月1日から3月31日まで」、「4月1日から6月30日まで」、「7月1日から9月30日まで」及び「10月1日から12月31日まで」の各期間
 - ② 法人の場合
その事業年度の開始の日以後3月ごとに区分した各期間
（例）9月決算法人の場合
「10月1日から12月31日まで」、「1月1日から3月31日まで」、「4月1日から6月30日まで」及び「7月1日から9月30日まで」の各期間
- (4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (5) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署（個人の場合は、個人課税（第一）部門、法人の場合は、法人課税（第一）部門）にお問い合わせください。